

公園遊具定期点検業務仕様書

第1節 一般事項

1.1 適用

- (1) 公園遊具定期点検業務仕様書(以下「仕様書」という)は、公園遊具定期点検業務(以下「業務」という)に適用する。
- (2) 本仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和6年3月15日とする。
- (4) 全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(a) (b)の順番とする。
 - (a) 契約書
 - (b) 本仕様書

1.2 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、下記による。

- (1) 「施設管理担当者」とは、契約書に規定する施設管理担当者をいい、遊具等の管理業務に携わる者で、業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (2) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の管理技術者をいう。
- (3) 「管理技術者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施する為に施設管理者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。

管理技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士(以下「安全管理士」という。)または公園施設点検管理士(以下「点検管理士」という。)でなければならない。
- (4) 「担当技術者」とは、管理技術者の指導管理・監督により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。

担当技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品整備技士(以下「整備技士」という。)、公園施設点検技士(以下「点検技士」という。)、安全管理士または点検管理士でなければならない。ただし、「管理技術者」と「担当技術者」の兼務はできない。
- (5) 「業務関係者」とは、管理技術者及び担当技術者を総称していう。
- (6) 「施設管理者の承諾」とは、受注者等が監督員に対して書面で申し出た事項について、施設管理者が書面をもって了解することをいう。
- (7) 「施設管理者の指示」とは、施設管理者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (8) 「施設管理者と協議」とは、協議事項について、施設管理者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (9) 「業務検査」とは、契約書に規定する全ての業務の完了確認、又は支払の請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。

- (10)「作業」とは、本仕様書で定める遊具等の定期点検業務をいう。
- (11)「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く)

1.3 受注者の負担の範囲

- (1) 点検業務の実施に当たり必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に掛かる費用は、特記仕様書に記載がある場合にかぎり受注者側の負担とする。
- (2) 点検業に必要な工具、測定機器等は受注者側の負担とする。

1.4 点検業務報告書の様式

- (1) 報告書の様式は、特記仕様書に別途記載がある場合を除き(一社)日本公園施設業協会の「公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「写真台帳」に基づき作成する。
- (2) 「定期点検総括表」「定期点検表」は、(一社)日本公園施設業協会が公表する最新版を使用すること。
- (3) 報告書をデジタルデータで納品する場合は、容易に改ざんできないようにすること。

1.5 関係法令の遵守

- (1) 点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

第2節 業務関係図書

2.1 業務計画書

- (1) 管理技術者は、点検業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、作業手順、担当技術者が有する資格等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理者の承諾を受けること。

ただし、軽微な業務の場合において施設管理者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(*安全管理士、整備技士、点検管理士、点検技士の認定証の写しを添付すること。)

(*点検の作業中に利用を中止したほうが良いと判断された遊具等の取扱い、処置方法、連絡手順について事前に決めておくこと。)

2.2 作業計画書

- (1) 管理技術者は、業務計画書に基づき作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、管理技術者名、担当技術者名を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理者の承諾を受ける。

2.3 貸与資料

- (1) 業務遂行に必要な資料(点検対象遊具の図面、製品仕様書等)は、貸与する。ただし、業務完了後は返還するものとする。

2.4 業務の記録

- (1) 施設管理者と協議した結果については、指定様式に記録し整理すること。

第3節 業務現場管理

3.1 業務管理

- (1) 業務契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行うこと。

3.2 管理技術者

- (1) 受注者は、管理技術者を定め施設管理者に届けでること。また管理技術者を変更した場合も同様とする。
- (2) 管理技術者は、担当技術者に作業内容及び施設管理者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。

3.3 業務条件

- (1) 業務を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行すること。
- (2) 業務契約図書に定められた業務月日に変更が生じた場合は、施設管理者と協議の上、変更届けを提出し承諾を受けたのち業務の実施にあたること。

第4節 業務の実施

4.1 担当技術者

- (1) 担当技術者は、その作業等の内容に応じた必要な知識及び技能を有する者で「点検技士」、「整備技士」、「点検管理士」または「安全管理士」であること。

4.2 点検の範囲

- (1) 点検業務の対象遊具等は別紙一覧のとおりとする。
- (2) 遊具の点検内容は、(一社)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」に基づいて実施しその結果について報告すること。
(※定期点検業務には原則としてボルト、ナット類の増し締め、グリス等の注油は含まれない。)
(※防食テープ等が巻かれている場合は、点検箇所や点検方法について事前に協議すること。)
(※遊具等の使用禁止の処置としてバリケードや板囲い等を行う場合の手間や材料代は含まない。)

4.3 点検の実施

- (1) 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理者から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、修理経歴等の状況を聴取し、点検の参考とすること。

- (2) 点検業務の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は（一社）日本公園施設業協会認定の JPFA 点検器具を使用して行うこと。
- (3) 高難度系遊具や大可動系遊具の安全領域内の設置面の衝撃吸収性能の測定を行う場合は、JPFA 方式または ASTM 及び EN の規格基準に適合した測定器を使用して行うこと。
- (4) 点検業務は担当技術者が行い、その点検結果に基づく判定は管理技術者が行い、職務を兼ねることはできない。

4.4 定期点検の回数

- (1) 定期点検の実施回数と期間は別紙一覧による。

4.5 安全対策

- (1) 定期点検においては、作業中であることを表示するとともに、公園利用者へ危害・迷惑をかけることの内容に十分な安全対策を講ずること。
- (2) 点検の結果、緊急な使用禁止が必要と判断される遊具等については、業務計画書等で事前に施設管理者と打ち合わせた手順に従うこと。

4.6 作業服装

- (1) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装に手作業を実施し、「点検技士」、「点検管理士」、「整備技士」、「安全管理士」の携帯用認定証等を携帯して作業に従事すること。

4.7 点検業務の報告

- (1) 管理技術者は、作業の結果を記載した点検業務報告書を作成し、施設管理者へ契約書に定められた期日内に報告すること。

第5節 業務の検査

5.1 業務の検査

- (1) 受注者は、契約書に基づき下記の書類を提出し、発注者の指定したものが行う業務の検査を受けるものとする
 - (a) 契約書
 - (b) 仕様書
 - (c) 業務計画書
(「安全管理士」、「整備技士」、「点検管理士」、「点検技士」の認定書の写しを添付する。)
 - (d) 作業計画書
 - (e) 業務の記録
 - (f) 支給品借用・返納書
 - (g) 業務完了届
 - (h) 定期点検業務報告書
- (一社)日本公園施設業協会の「公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2014」に記載する定期点検総括表・定期点検表の様式及び写真台帳)

第6節 保証等

6.1 保証等

(1) この業務は、請負業務賠償責任保険保証付きとする。また、受注者は保険証等の加入が確認できる書面の写しを、業務着手日までに施設管理担当者に提出しなければならない。

保険限度額

- ・ 人身事故1事故につき、最高限度額5億円
- ・ 人身事故1名につき、最高限度額3億円
- ・ 財物事故1事故につき、最高限度額5千万円

なお、保険対象期間は業務完了後1年間とする

令和

5

年度

遊具定期点検業務委託設計書

奈良市

課長		課長補佐		課長補佐		係長		設計		検算	
起工 竣工	期間								摘 要		
委託 番号											
河川名 路線名 等											
施工 箇所	奈良市 法蓮佐保山四丁目 地内他										
委託 名	公園遊具定期点検業務委託（その1）										
委託 料	金 円也 ()										
委託 概要	遊具点検 一式										

内 訳 書

遊 具 定 期 点 検 業 務 委 託

名称	適用	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
点検業務	単体遊具 (A) -1	基	391			
	単体遊具 (B) -1	基	232			
	単体遊具 (C) -1	基	65			
	複合遊具 (小)	基	16			
	点検費計					
	事前打合せ 調査報告	式	1			事前・中間・調査報告の計3回
業務原価計						千円止め
一般管理費	業務原価計×25%以内					
合計						千円止め
消費税						
合計						

奈 良 市

単体遊具 (A) - 1

遊具 25 基当たり

規準点検・劣化点検

単価表①

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費①						
直接物品費	直接人件費①×6%	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③×30%	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
1 基当たり						

奈良市

単体遊具 (B) - 1

遊具 25 基当たり

規準点検・劣化点検

単価表②

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費①						
直接物品費	直接人件費①×6%	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③×30%	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
1 基当たり						

奈良市

単体遊具 (C) - 1

遊具 25 基当たり

規準点検・劣化点検

単価表③

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費①						
直接物品費	直接人件費①×6%	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③×30%	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
1 基当たり						

奈良市

単体遊具 (D) - 1

ローラー滑り台 30m 当たり

規準点検・劣化点検

単価表④

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費①						
直接物品費	直接人件費①×6%	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③×30%	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
1m 当たり						

奈良市

複合遊具（小）100㎡未満

遊具5基当たり

規準点検・劣化点検

単価表⑤

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費①						
直接物品費	直接人件費①×6%	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③×30%	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
1基当たり						

奈良市

打ち合わせ

規準点検・劣化点検

単価表⑥

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				事前・中間・調査報告
公園施設製品整備技士		人				事前・中間・調査報告
直接人件費①						
直接物品費	直接人件費①×6%	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③×30%	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
計						

奈良市

奈良市公園遊具一覽

公園番号	単体遊具【A】	単体遊具【B】	単体遊具【C】	単体遊具【D】 (ローラ滑り台)	複合遊具【小】
	個数	個数	個数	個数	個数
1～40	106	41	7		9
41～80	78	65	19		1
81～120	90	48	16		1
121～160	81	51	13		5
161～180	36	27	10		
合計	391	232	65		16

公園数 178箇所

奈良市公園遊具一覧

公園 番号	公園名	所在地	単体遊具 【A】	単体遊具 【B】	単体遊具 【C】	単体遊具 【D】（ロー ラ滑り台）	複合遊具 【小】
			個数	個数	個数	個数	個数
1	鴻ノ池運動公園	法蓮佐保山四丁目1516番地の1	9				1
3	鳥見第1号街区公園	鳥見町三丁目5番地	5	2			
4	鳥見第2号街区公園	鳥見町三丁目19番地	3	2			1
5	鳥見第3号街区公園	鳥見町三丁目16番地					1
6	鳥見第4号街区公園	鳥見町一丁目14番地の1	5		1		
7	鳥見第5号街区公園	鳥見町二丁目18番地	3	1	1		
8	鳥見第6号街区公園	鳥見町二丁目10番地	3	2			
9	学園大和第1号街区公園	学園大和町一丁目187番地の1	5	1			2
10	学園大和第2号街区公園	学園大和町二丁目92番地	3	2			1
11	学園大和第3号街区公園	学園大和町三丁目288番地	5	3			
12	学園大和町三丁目緑地	学園大和町三丁目287番地					
13	学園大和第4号街区公園	学園大和町四丁目269番地	4	1	1		1
14	学園大和町四丁目緑地	学園大和町四丁目270番地の1					
15	学園大和第5号街区公園	学園大和町五丁目91番地	5		1		
16	学園大和第6号街区公園	学園大和町五丁目198番地	4	2			
17	学園大和第7号街区公園	学園大和町五丁目199番地					
18	富雄泉ヶ丘第1号街区公園	富雄泉ヶ丘3600番地の18	2	1			
19	富雄泉ヶ丘第2号街区公園	富雄泉ヶ丘3600番地の39	5	1			
20	富雄泉ヶ丘第3号街区公園	富雄泉ヶ丘3600番地の60	3	1			
21	富雄泉ヶ丘第4号街区公園	富雄泉ヶ丘3600番地の121	1	1			
22	鳥見町二丁目緑地						
24	千代ヶ丘第1号街区公園	千代ヶ丘一丁目9番地の31	2				1
25	千代ヶ丘第2号街区公園	千代ヶ丘二丁目1番地の22	6	1	1		
26	千代ヶ丘第3号街区公園	千代ヶ丘三丁目6番地の27	3	2			
27	三松ヶ丘第1号街区公園	三松ヶ丘500番地の38	5	3			
28	三松ヶ丘緑地	三松ヶ丘500番地の131					
29	西登美ヶ丘三丁目北街区公園	西登美ヶ丘三丁目4367番地の3	2	1	1		
30	西登美ヶ丘六丁目第1号街区公園	西登美ヶ丘六丁目3951番地の138	2	2			
31	春日苑第1号街区公園	古市町2161番地の3	3	2			
32	春日苑第2号街区公園	古市町2112番地の50	2	2			
33	中登美ヶ丘二丁目街区公園	中登美ヶ丘二丁目1984番地の151	2	1			
34	中登美ヶ丘二丁目緑地	中登美ヶ丘二丁目1984番地の9					
35	平城第3号近隣公園	右京三丁目18番地	2				1
36	鳥見第7号街区公園	鳥見町三丁目4番地の15	2	2			
37	西大寺国見町街区公園	西大寺国見町二丁目291番地の34	1				
38	西登美ヶ丘中央街区公園	西登美ヶ丘五丁目1980番地の672	2	1			
39	さんだん公園	西登美ヶ丘五丁目1980番地の671	4	1	1		
40	西登美ヶ丘南街区公園	西登美ヶ丘七丁目1980番地の1097	3	3			
小 計 公園数 38			106	41	7		9

奈良市公園遊具一覽

公園 番号	公園名	所在地	単体遊具 【A】	単体遊具 【B】	単体遊具 【C】	単体遊具 【D】(ロー ラ滑り台)	複合遊具 【小】
			個数	個数	個数	個数	個数
41	西登美ヶ丘西街区公園	西登美ヶ丘八丁目1980番地の1098	2	1	2		
42	西登美ヶ丘六丁目緑地	西登美ヶ丘六丁目1980番地の749					
43	西登美ヶ丘八丁目緑地	西登美ヶ丘八丁目1980番地の753					
44	藤ノ木台第1号街区公園	藤ノ木台三丁目1番地の311	3	3	1		
45	藤ノ木台第2号街区公園	藤ノ木台三丁目1番地の430	6	2			
46	藤ノ木台第3号街区公園	藤ノ木台三丁目1番地の480	1	2			
47	藤ノ木台第4号街区公園	藤ノ木台四丁目1番地の606	2	2			
48	藤ノ木台第5号街区公園	藤ノ木台二丁目1番地の690	4	2	1		
49	黒谷公園	中町2877番地	5	4	1		
50	四条大路南町第1号街区公園	四条大路南町314番地の1	6	4			
51	四条大路南町第2号街区公園	四条大路南町385番地の7	1	2			
52	四条大路南町第3号街区公園	四条大路南町387番地の21	1	1			
53	藤原台第1号街区公園	古市町31番地の64		1	1		
54	藤原台第2号街区公園	古市町2641番地の18		1	1		
55	藤原台第3号街区公園	藤原町193番地の2	1	1			
56	四条大路一丁目第1号街区公園	四条大路一丁目462番地の131	3	1	1		
57	四条大路一丁目第2号街区公園	四条大路一丁目462番地の132	3	1	1		
58	五条西二丁目街区公園	五条西二丁目1202番地の232	2	2			
59	柏木公園	柏木町255番地の1					
60	学園大和第8号街区公園	学園大和町一丁目330	3	2			
61	伏見街区公園	菅原町309番地の16	2	1			
62	神殿町第1号街区公園		1	1			
63	学園緑ヶ丘一丁目街区公園	学園緑ヶ丘一丁目3452番地の1	2	1			1
64	学園緑ヶ丘二丁目街区公園	学園緑ヶ丘二丁目3545番地の6	2	3			
65	南永井町第1号街区公園	南永井町乙98-14	2	2	1		
66	南永井町第2号街区公園	南永井町甲350-14	3	2	1		
67	南永井町第3号街区公園	南永井町甲231-10	1	1	1		
68	中登美ヶ丘二丁目第2号街区公園	中登美ヶ丘二丁目1981番地の100	1		1		
69	学園赤松緑地	学園赤松町3693番地					
70	中山町西一丁目街区公園	中山町西一丁目868-38	2	1	1		
71	五条畑一丁目第1号街区公園	五条畑一丁目1056-114	3	2	1		
72	五条畑一丁目第2号街区公園	五条畑一丁目5191-23	1	1			
73	富雄元町四丁目街区公園	富雄元町四丁目1918番地の20	2	2	1		
74	中山町西三丁目第1号街区公園	中山町西三丁目535-56	3	2	2		
75	中山町西三丁目第2号街区公園	中山町西三丁目535-199	1				
76	中山町西四丁目街区公園	中山町西四丁目535-426	1	5	1		
77	中山町二営三丁目第1号緑地	中山町西三丁目535-493					
78	学園緑ヶ丘三丁目街区公園	学園緑ヶ丘三丁目5051番地	5	4			
79	西登美ヶ丘三丁目南街区公園	西登美ヶ丘三丁目3997-6	3	3			
80	南京終町四丁目第1号街区公園	南京終町四丁目378-49		2			
小 計 公園数 40			78	65	19		1

奈良市公園遊具一覧

公園 番号	公園名	所在地	単体遊具 【A】	単体遊具 【B】	単体遊具 【C】	単体遊具 【D】(ロー ラ滑り台)	複合遊具 【小】
			個数	個数	個数	個数	個数
81	南京終町四丁目第2号街区公園	南京終町四丁目378-55	1	1			
82	西登美ヶ丘三丁目緑地	西登美ヶ丘三丁目3997-9					
83	恋の窪二丁目北街区公園	恋の窪二丁目210番地の19	1	1			
84	富雄北三丁目街区公園	富雄北三丁目2542番地の145	3	3			
85	芝辻町三丁目街区公園	芝辻町三丁目3番地	6	2	1		
86	芝辻町四丁目街区公園	芝辻町四丁目4番地	2				
87	芝辻町四丁目緑地	芝辻町四丁目14番地の1					
88	帝塚山二丁目街区公園	帝塚山二丁目1412番地の220	2	2	1		
89	帝塚山三丁目第1号街区公園	帝塚山三丁目1412番地の238	3	1	1		
90	帝塚山三丁目第2号街区公園	帝塚山三丁目1412番地の314	2	1	1		
91	帝塚山西二丁目緑地	帝塚山西二丁目1412番地の315					
92	上池街区公園	西九条町一丁目8番地	3	1			
93	龍頭街区公園	西九条町二丁目14番地の3	12		1		
94	西九条緑地	西九条町五丁目5番地の3					
95	富雄元町一丁目街区公園	富雄元町一丁目560番地の31	2	2			
96	登美ヶ丘五丁目街区公園	登美ヶ丘五丁目936番地31	3	2			
97	法華寺東町街区公園	法華寺町82-6	3	1	2		
98	帝塚山一丁目第1号街区公園	帝塚山一丁目1440番地の43	4	1	1		1
99	帝塚山一丁目緑地	帝塚山一丁目1440番地の100					
100	青垣台一丁目街区公園	青垣台一丁目3-9	3	3			
101	青垣台二丁目街区公園	青垣台二丁目2-8	3	2			
102	青垣台三丁目街区公園		3	3			
103	大宮町六丁目街区公園	大宮町六丁目8番地	2	2			
104	朝日町一丁目街区公園	朝日町一丁目1-3	4		1		
105	朝日町二丁目1号街区公園	朝日町二丁目1-11	1	2	1		
106	朝日町二丁目2号街区公園	朝日町二丁目1-10					
107	朝日町二丁目3号街区公園	朝日町二丁目1-5					
108	朝日町二丁目緑地	朝日町二丁目1-7					
109	帝塚山南一丁目街区公園	帝塚山南一丁目2650番地の37	2	3			
110	帝塚山南二丁目街区公園	帝塚山南二丁目2650番地の363	6	3			
111	帝塚山南三丁目1号街区公園	帝塚山南三丁目1000番地の238	6	2	1		
112	帝塚山南三丁目2号街区公園	帝塚山南三丁目1331番地の2	1	2	1		
113	帝塚山南四丁目街区公園	帝塚山南四丁目1000番地の99	2	2	1		
114	帝塚山南一丁目緑地	帝塚山南一丁目2650番地の426					
115	帝塚山五丁目緑地	帝塚山五丁目1655番地の121					
116	帝塚山四丁目街区公園	帝塚山四丁目1655番地の233	3	1	1		
117	帝塚山五丁目街区公園	帝塚山五丁目1655番地の136	4	1	1		
118	帝塚山六丁目街区公園	帝塚山六丁目1655番地の131	2	2	1		
119	西登美ヶ丘一丁目街区公園	西登美ヶ丘一丁目4100番183		1			
120	西登美ヶ丘二丁目街区公園	西登美ヶ丘二丁目4118番61	1	1			
小 計 公園数 40			90	48	16		1

奈良市公園遊具一覽

公園 番号	公園名	所在地	単体遊具 【A】	単体遊具 【B】	単体遊具 【C】	単体遊具 【D】(ロー ラ滑り台)	複合遊具 【小】
			個数	個数	個数	個数	個数
121	学園朝日町街区公園	学園朝日町587-18	1				1
122	藤ノ木台第7号街区公園	藤ノ木台二丁目462番地の55	1	1			
123	藤ノ木台第8号街区公園	藤ノ木台二丁目462番地の17	1	2			
124	藤ノ木台緑地	藤ノ木台二丁目462番地の93					
125	平城第2号公園	朱雀二丁目12番地	6	1	1		
126	中山泉ヶ丘街区公園	中山町200-109	1	6			
127	中山泉ヶ丘緑地	中山町200-232					
128	東九条宮の森街区公園	東九条町1014-111	4	2	1		
129	東九条宮の森緑地	東九条町1014-81					
130	西木辻町第1号街区公園	西木辻町110-24	2	2			
131	疋田町五丁目街区公園	疋田町五丁目500-92	4		1		
132	中山町西二丁目第1号街区公園	中山町西二丁目950-82	3	1	1		1
133	中山町西二丁目第2号街区公園	中山町西二丁目1000-11	4	1			
134	中山町西二丁目第3号街区公園	中山町西二丁目1000-10	1	1			
135	中山町西二丁目第4号街区公園	中山町西二丁目1000-5	1				
136	七条西町街区公園	七条西町一丁目1120番地の41	2	1			1
137	大宮町四丁目街区公園	大宮町四丁目272-1	3	2			
138	七条一丁目第1号街区公園	七条一丁目405番地の26	2	2			
139	七条一丁目第2号街区公園	七条一丁目733番地の5	1	2			
140	藤ノ木台第6号街区公園	藤ノ木台三丁目1番地の961	1	1	1		
141	東登美ヶ丘三丁目街区公園	東登美ヶ丘三丁目1031-171	4		1		
142	三松一丁目街区公園		1	3			
143	六条西一丁目第2号街区公園	六条西一丁目1537番地の319	3	5			
144	朱雀一丁目街区公園	朱雀一丁目14番地	3	1			
145	朱雀五丁目街区公園	朱雀五丁目12番地	2	1	1		
146	朱雀六丁目街区公園	朱雀六丁目14番地	5				1
147	右京三丁目1号街区公園	右京三丁目21番地	5		1		
148	右京三丁目2号街区公園	右京三丁目9番地	3		1		
149	神功二丁目街区公園	神功二丁目11番地	2	2	1		
150	神功三丁目街区公園	神功三丁目10番地	2		1		
151	神功五丁目街区公園	神功五丁目14番地					1
152	恋の窪三丁目北街区公園	恋の窪三丁目292番地の43	1	2			
153	六条西五丁目街区公園	六条西五丁目541番地の8	2	2	1		
154	青垣台一丁目第2号街区公園	青垣台一丁目4912番地の6	1	2			
155	西登美ヶ丘四丁目街区公園	西登美ヶ丘四丁目1944-13	1	1			
156	三松二丁目街区公園	三松二丁目213番地の4	1	2			
157	三条町街区公園	三条町606-1	3	2	1		
158	学園朝日町西街区公園	学園朝日町656-57	3	1			
159	大豆山突抜町街区公園	大豆山突抜町5番地	1	2			
160	神功四丁目緑地	神功四丁目4番地					
小 計 公園数 40			81	51	13		5

